

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年9月15日
【ファンド名】	アコーディア・ゴルフ・トラスト (Accordia Golf Trust)
【発行者名】	アコーディア・ゴルフ・トラスト・マネジメント・ピー ティーイー・エルティーディー (Accordia Golf Trust Management Pte. Ltd.)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者兼執行取締役 町田芳彦
【本店の所在の場所】	シンガポール(068898)、#22-03A ロビンソン・ロー ド、80 (C/O 80 Robinson Road, #22-03A Singapore (068898))
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 佐藤 正謙 弁護士 藤津 康彦 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治 弁護士 白川 剛士
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【提出理由】

アコーディア・ゴルフ・トラスト・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディー(Accordia Golf Trust Management Pte. Ltd.) (以下「トラスティ・マネージャー」といいます。)が管理するアコーディア・ゴルフ・トラスト(Accordia Golf Trust) (以下「ファンド」といいます。)に関して、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生し、また、これに伴いファンドの運用に関する基本方針に重要な変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号および第12号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 当該事象の発生日

令和2年9月14日

(ロ) 当該事象の内容

譲渡の理由等

ファンドが保有するすべての匿名組合出資持分を株式会社アコーディア・ゴルフに譲渡することにより、ファンドが間接的に保有する日本の88か所のゴルフ場すべてを処分すること(以下「本売却」といいます。)が、令和2年9月14日の受益者集会にて承認可決されました。本売却により、当該匿名組合出資持分(2020年3月末日時点の帳簿価格598億4,000万円)に代わり、譲渡対価である現金652億円がファンドの資産となります。

譲渡先の概要

名称:	株式会社アコーディア・ゴルフ
所在地:	東京都品川区東品川4-12-4 品川シーサイドパークタワー
代表者:	代表取締役会長兼社長 CEO 田代 祐子
主な事業の内容:	ゴルフ場の管理および運営
トラスティ・マネージャーとの関係:	トラスティ・マネージャーの株式持分のうち、49%は株式会社アコーディア・ゴルフによって保有されています。
ファンドとの関係:	ファンドの発行済受益証券のうち、28.85%は株式会社アコーディア・ゴルフによって保有されています。

譲渡等の日程

匿名組合出資持分譲渡契約締結日:	令和2年6月29日
受益者集会承認可決日:	令和2年9月14日
匿名組合出資持分譲渡実行日:	令和2年9月29日頃(予定)

(ハ) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2021年3月期第2四半期会計期間の当社財務諸表において、出資金売却益として、約60億円^(注)を計上する見込みです。

(注) 概算値。1シンガポール・ドル=76.58円として換算。

(二) ファンドの運用に関する基本方針の変更の内容

本売却の結果、ファンドは運営事業を有さず、現金資産のみを保有することになります。当該現金資産について再投資は行わず、受益者に分配し、その後、ファンドは解散することを予定しています。

なお、ファンドの解散については、令和2年8月25日提出の臨時報告書をご参照ください。

(ホ) ファンドの運用に関する基本方針の変更の年月日

令和2年9月14日

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状